

# 横浜市行政不服審査会 第 7 回 会 議 次 第

平成 28 年 11 月 16 日（水）午後 1 時 30 分  
横浜市庁舎 3 階 A 会議室

## 1 開 会

## 2 議 事

- (1) 行政不服審査法第 43 条第 1 項第 5 号の規定により横浜市行政不服審査会への諮問を  
要しない審査請求について
- (2) 審査請求に係る調査審議
  - ア 生活保護費用徴収金決定処分
  - イ 行政証明不交付決定処分
  - ウ 固定資産税・都市計画税の平成 28 年度の課税処分
- (3) その他

## 3 閉 会

# (案)

## 行政不服審査法第 43 条第 1 項第 5 号の規定により 横浜市行政不服審査会への諮問を要しない審査請求について

行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号) 第 43 条第 1 項第 5 号の規定により次のいずれかに該当する審査請求は、横浜市行政不服審査会への諮問を要しないものとする。

- 1 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号) 第 15 条に規定する身体障害者手帳の等級の決定についての審査請求で、次のいずれかに該当する場合
  - (1) 審査請求に係る処分をしようとするときに、横浜市社会福祉審議会身体障害者程度審査部会の議を経て当該処分がされた場合(身体障害者福祉法施行令(昭和 25 年政令第 78 号) 第 5 条第 1 項の規定に基づき議を経た処分に係る審査請求を除く。)
  - (2) 裁決をしようとするときに、横浜市社会福祉審議会身体障害者障害程度審査部会の議を経て裁決をしようとする場合
  
- 2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号) 第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の不交付及び等級の決定についての審査請求で、次のいずれかに該当する場合
  - (1) 審査請求に係る処分をしようとするときに、精神保健指定医(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 18 条第 1 項の精神保健指定医をいう。)に指定された者の意見を聴取して当該処分がされた場合
  - (2) 障害年金の受給を証する書類又は特別障害給付金の受給を証する書類の提出をもって精神障害者保健福祉手帳の交付申請がなされた場合で障害年金及び特別障害給付金で認定された等級をもって処分がされた場合

## 参考:行政不服審査法(抄)

第43条 審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長である場合にあつては行政不服審査会に、審査庁が地方公共団体の長（地方公共団体の組合にあつては、長、管理者又は理事会）である場合にあつては 第八十一条第一項又は第二項の機関に、それぞれ諮問しなければならない。

一 審査請求に係る処分をしようとするときに他の法律又は政令（条例に基づく処分については、条例）に第九条第一項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の議会又はこれらの機関に類するものとして政令で定めるもの（以下「審議会等」という。）の議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て当該処分がされた場合

二 裁決をしようとするときに他の法律又は政令（条例に基づく処分については、条例）に第九条第一項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の議会又はこれらの機関に類するものとして政令で定めるものの議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て裁決をしようとする場合

五 審査請求が、行政不服審査会等によって、国民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質を勘案して、諮問を要しないものと認められたものである場合

【資料】 障害者手帳交付に係る審査請求の取扱いについて

		身体障害者(身体障害者手帳)			精神障害者(精神障害者保健福祉手帳)	
<b>障がい者の定義及び手帳の交付</b>		<p><b>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)</b>                      第4条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。</p> <p>第15条 身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その所在地）の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。ただし、本人が十五歳に満たないときは、その保護者（親権を行う者及び後見人をいう。ただし、児童福祉法第二十七条第一項第三号又は第二十七条の二の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設の長とする。以下同じ。）が代わつて申請するものとする。</p> <p>4 都道府県知事は、第一項の申請に基いて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない。</p>			<p><b>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)</b>                      第5条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。</p> <p>第45条 精神障害者（知的障害者を除く。以下この章及び次章において同じ。）は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その所在地）の都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の申請に基づいて審査し、申請者が政令で定める精神障害の状態にあると認めるときは、申請者に精神障害者保健福祉手帳を交付しなければならない。</p>	
<b>交付される手帳</b>		身体障害者手帳：1級～6級			精神障害者保健福祉手帳：1級～3級	
<b>交付手続</b>	<b>①申請</b>	身体障害者手帳交付申請書、身体障害者診断書・意見書（身体障害者福祉法第15条に基づく指定医師が記載したもの）により市長(区福祉保健センター)へ申請			精神障害者保健福祉手帳交付申請書と添付書類により市長(区福祉保健センター)へ申請	
	<b>②判定</b>	A	B	C	A	B
		<p>【要件】 その障害が法別表に掲げるものに該当しないと認めるとき</p>	<p>【要件】 ・その障害が法別表に掲げるものに該当するか否かについて疑いがあるとき ・等級表のいずれに該当するか不明なとき</p>	<p>【要件】 診断書・意見書の内容で判断可能なとき</p>	<p>【添付書類】 主治医の診断書</p>	<p>【添付書類】 障害年金の受給を証する書類(障害年金の等級が判定済み) 【添付書類】 特別障害給付金の受給を証する書類(特別障害者給付金の等級が判定済み)</p>
	<p>横浜市地方社会福祉審議会身体障害者障害程度審査部に諮問 根拠:身体障害者福祉法施行令第5条 横浜市社会福祉審議会条例 横浜市社会福祉審議会運営要綱</p>	<p>横浜市地方社会福祉審議会身体障害者障害程度審査部に諮問 根拠:身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて(厚生労働省通達)</p>		<p>精神障害者保健福祉手帳判定会議(※)に意見聴取【従前(平成28年10月末日までに、次の要領に基づいて意見聴取がなされた場合)】</p> <p>根拠:精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について(厚生省医療局長通知)及び横浜市こころの健康相談センター自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳判定会議運営要領(平成25年4月15日制定) ※地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関には該当しない。</p>	<p>精神保健指定医に意見聴取(会議体)【今後(平成28年11月1日以降に、次の要領に基づいて意見聴取がなされた場合)】</p> <p>根拠:横浜市こころの健康相談センター自立支援医療(精神通院医療)支給認定及び精神障害者保健福祉手帳判定業務取扱要領(平成28年11月1日制定) ※地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関には該当しない。</p>	
<b>③決定</b>	市長(障害者更生相談所)が交付・不交付を決定			市長(横浜市こころの健康相談センター)が交付・不交付を決定		
<b>不服申立実績</b>		平成26年度 3件 平成27年度 5件			平成26年度 4件 平成27年度 7件	
<b>諮問機関</b>		<p>横浜市社会福祉審議会身体障害者障害程度審査部会 根拠:横浜市社会福祉審議会条例、横浜市社会福祉審議会運営要綱 構成:医師 17名</p>			<p>精神障害者保健福祉手帳判定会議 根拠:精神障害者保健福祉手帳精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について(厚生省医療局長通知)及び横浜市こころの健康相談センター自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳判定会議運営要領(平成25年4月15日制定) 構成:医師 6名</p>	<p>精神保健指定医 根拠:横浜市こころの健康相談センター自立支援医療(精神通院医療)支給認定及び精神障害者保健福祉手帳判定業務取扱要領(平成28年11月1日制定) 構成:医師 4名</p>
<b>諮問機関の性質</b>		附属機関			附属機関ではない	
<b>行政不服審査会への諮問の要否(案)</b>	不要	不要	不要	不要		
	行政不服審査法第43条第1項第1号該当	行政不服審査法第43条第1項第5号該当 身体Aと同様の手続を経ているため	行政不服審査法第43条第1項第5号該当 裁決をしようとするときに上記「横浜市社会福祉審議会身体障害者障害程度審査部会」に諮問する運用とし、行政不服審査法第43条第1項第2号に準じる取扱いとする	行政不服審査法第43条第1項第5号該当 実質的には、身体A・身体Bと同様の手続であるため		
					行政不服審査法第43条第1項第5号該当 処分の要件が明確に定められ、行政裁量が認められないため (精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について(厚生労働省通達))	

## 【関係法令】

### 地方自治法

#### 第 138 条の 4

(中略)

3 普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

### 身体障害者福祉法施行令

第 5 条 都道府県知事は、法第 15 条第 1 項の申請があつた場合において、その障害が法別表に掲げるものに該当しないと認めるには、地方社会福祉審議会に諮問しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により地方社会福祉審議会が調査審議を行い、なおその障害が法別表に掲げるものに該当するか否かについて疑いがあるときは、厚生労働大臣に対し、その認定を求めなければならない。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による認定を求められたときは、これを疾病・障害認定審査会に諮問するものとする。

### 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

第 18 条 厚生労働大臣は、その申請に基づき、次に該当する医師のうち第十九条の四に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる者を、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に指定する。

一 五年以上診断又は治療に従事した経験を有すること。

二 三年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有すること。

三 厚生労働大臣が定める精神障害につき厚生労働大臣が定める程度の診断又は治療に従事した経験を有すること。

四 厚生労働大臣の登録を受けた者が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（申請前一年以内に行われたものに限る。）の課程を修了していること。

○横浜市社会福祉審議会条例

平成12年2月25日

条例第3号

改正 平成12年9月25日条例第65号

平成12年12月25日条例第75号

平成17年12月28日条例第117号

横浜市社会福祉審議会条例をここに公布する。

横浜市社会福祉審議会条例

(趣旨等)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき本市に設置する社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）とする。

(平12条例65・平12条例75・一部改正)

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、3年を超えない範囲で、その審議事項の調査審議が終了するときまでとする。

(委員長の職務代理)

第3条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(高齢者福祉専門分科会)

第5条 法第11条第2項の規定により、審議会に、高齢者の福祉に関する事項を調査審議するため、高齢者福祉専門分科会を置く。

(平12条例65・平12条例75・一部改正)

(専門分科会)

第6条 審議会の専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の専門分科会に専門分科会長を置き、専門分科会長は、当該専門分科会において選任する。

3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を総理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。

5 第4条第1項及び第3項から第5項までの規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(平17条例117・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生省関係政令の整備等に関する政令(平成11年政令第393号)第52条の規定による改正前の社会福祉審議会令の規定により指名され、又は互選されている委員長の職務を行う委員、民生委員審査専門分科会以外の専門分

科会に属すべき委員及び臨時委員、専門分科会長並びに専門分科会長の職務を行う委員又は臨時委員は、施行日以後最初に開催される会議の日までは、この条例の規定により指名され、又は互選されたものとみなす。

- 3 施行日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成13年1月11日までとする。

附 則（平成12年9月条例第65号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月条例第75号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成17年12月条例第117号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成18年2月規則第9号により同年4月1日から施行）



# 横浜市社会福祉審議会運営要綱

制 定 昭和40年3月1日

最近改正 平成25年6月14日

(趣旨)

第1条 横浜市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の所管事項、組織、運営等について必要な事項は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)(以下「法」という。)、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)(以下「令」という。)及び横浜市社会福祉審議会条例(平成12年2月横浜市条例第3号)(以下「条例」という。)に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定数)

第2条 審議会は委員35人以内で組織する。

(所管事項)

第3条 審議会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 民生委員の適否の審査に関する事。
- (2) 身体障害者の福祉に関する事。
- (3) 高齢者の福祉に関する事。
- (4) 低所得者の福祉に関する事。
- (5) その他社会福祉の増進に関する事。

ただし、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を除く。

(専門分科会の設置)

第4条 法第11条第1項の規定に基づき、審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

- 2 法第11条第2項の規定に基づき、審議会に、高齢者の福祉に関する事項を調査審議するため、高齢者福祉専門分科会を置く。
- 3 法第11条第2項の規定に基づき、審議会に、前2項の事項以外の事項を調査審議するため、その他の専門分科会を置くことができる。

(専門分科会長の選任)

第5条 前条第1項及び第2項に規定する専門分科会の専門分科会長は、当該専門分科会に属する委員の互選によってこれを定める。

- 2 前条第3項に規定する専門分科会の専門分科会長は、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

(審査部会の設置)

第6条 身体障害者福祉専門分科会に、令第3条の規定に基づき身体障害者障害程度審査部会(以下「審査部会」という。)を置く。

- 2 審査部会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関すること。
- (2) 身体障害者福祉法第15条第2項の規定に基づく医師の指定に関すること。
- 3 審議会は、前項の審議事項について諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。
- 4 審査部会に部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 5 部会長は会務を掌理する。

(会議の招集)

第7条 審査部会は、部会長が招集する。

(幹事)

第8条 審議会に幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、市の職員のうちから委員長が任命する。
- 3 幹事は、委員長の命を受け、審議会の事務を処理する。

(会議の傍聴)

第9条 審議会の会議の傍聴を希望する者は、会場の受付で氏名及び住所を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

- 2 前項の傍聴券は、会議当日、先着順に交付する。

(秩序の維持)

第10条 会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）は、会場の指定された場所に着席しなければならない。

- 2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、委員長が許可した場合は、この限りでない。
- 3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他委員長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第11条 委員長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営の支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、委員長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(会議の非公開)

第12条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条ただし書の規定により会議を非公開とするときは、委員長はその旨を宣告するものとする。

- 2 委員長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。
- 3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、委員長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるものを除くほか、審議会の運営その他必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和40年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和41年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和45年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和46年10月4日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和48年7月24日から施行し、昭和48年5月12日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和50年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年2月23日から施行し、昭和52年6月10日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日以降最初に開催される審議会総会での承認後から施行する。【平成12年8月1日施行】

(経過措置)

- 2 平成12年4月1日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年7月24日以降最初に開催される審議会総会での承認後から施行する。【平成12年8月1日施行】

(経過措置)

- 2 平成12年7月24日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年1月6日以降最初に開催される審議会総会（以下「総会」という。）での承認後から施行する。【平成13年5月25日施行】

(経過措置)

- 2 平成13年1月6日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。
- 3 平成13年4月1日以降に総会が開催されるときは、この要綱中、「「令第4条」を「令第2条」に改める」規定を、「「令第4条」を「令第3条」に改める」規定に読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年6月14日から施行する。

(改正後全文)

障発 1 2 2 4 第 3 号

平成 2 1 年 1 2 月 2 4 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

### 身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて

標記については、身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号。以下「法」という。）及び関係法令等に基づき実施されているところであるが、この実施に当たっての取扱いを下記のとおり定め、平成 2 2 年 4 月 1 日より適用することとしたので、ご了知の上、その取扱いにつき遺憾なきようお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言（ガイドライン）として位置づけられるものである。

また、「身体障害者福祉法施行細則準則について」（平成 5 年 3 月 3 1 日社援更第 1 1 2 号厚生省社会・援護局長通知）及び「身体障害者福祉法第 1 5 条第 2 項の規定による医師の指定基準について」（平成 1 2 年 3 月 3 1 日障第 2 7 5 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）は、平成 2 2 年 3 月 3 1 日をもって廃止する。

### 記

#### 第一 身体障害者手帳の交付手続き

##### 1 交付申請

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けようとする者は、障害の種別ごとに法第 1 5 条第 1 項に規定する医師の診断書及び同条第 3 項に規定する意見書（以下「診断書・意見書」という。）を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地。）の都道府県知事（地方自治法第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項に規定する指定都市及び同法第 2 5 2 条の 2 2 第 1 項に規定する中核市にあつては、その長とする。以下同じ。）に対して申請する。
- (2) 診断書・意見書は、様式第 1 のとおりとする。

## 2 障害の認定

- (1) 都道府県知事は、申請時に提出された診断書・意見書に疑義又は不明な点がある場合は、必要に応じて、診断書・意見書を作成した医師に対して申請者の障害の状況につき照会するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)によっても、なお申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否かについて疑いがあるとき又は身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「規則」という。）別表第5号身体障害者障害程度等級表（以下「等級表」という。）のいずれに該当するか不明なときは、必要に応じて、再検査、追加検査又は別の指定医による診断等を受けるよう指導することができるものとする。
- (3) 都道府県知事は、(1)及び(2)によっても、なお申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否かについて疑いがあるとき又は等級表のいずれに該当するか不明なときは、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号。以下「令」という。）第5条の規定に準じて、地方社会福祉審議会に諮問するものとする。
- (4) 令第5条及び(3)による審査の結果、申請者の障害が法別表及び等級表に掲げるものに該当しないと認めたときは、法第15条第5項の規定により様式第2の却下決定通知書により通知するものとする。

## 3 居住地等の変更

- (1) 令第9条第2項及び第4項の規定による居住地等の変更の届け出は、様式第3の身体障害者居住地等変更届書によるものとする。
- (2) 令第9条第6項の規定による通知は、様式第4の身体障害者居住地等変更通知書によるものとする。

## 4 再交付申請等

- (1) 規則第7条第1項及び第8条第1項の規定による申請は、様式第5の身体障害者手帳再交付申請書によるものとする。
- (2) 令第12条並びに規則第7条第2項及び第8条第2項の規定による身体障害者手帳の返還は、様式第6の身体障害者返還届によるものとする。

## 5 保健所長への通知

令第8条第2項及び第11条の規定による保健所長への通知は、様式第7の身体障害者交付・記載事項変更通知書によるものとする。

## 6 身体障害者の死亡の通知

令第12条第2項の規定による通知は、様式第8の身体障害者死亡通知書によるものとする。

## 第二 法第15条第1項に基づく医師の指定

### 1 指定手続き等

- (1) 法第15条第1項の規定により都道府県知事が定める医師は、障害の種別ご

とに指定するものとする。また、指定を受けた医師は、指定を受けた障害の種類について診断書・意見書を作成するものとする。

- (2) 令第3条の規定による同意は書面によるものとし、その様式は、様式第9の同意書によるものとする。
- (3) 都道府県知事は、法第15条第1項の規定により医師を指定し、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。
- (4) 法第15条第1項の規定により指定を受けた医師は、その旨を標示し、見やすい場所に掲示するものとする。

## 2 指定基準等

- (1) 都道府県知事が法第15条第1項に規定する医師を指定する場合には、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能障害、音声、言語若しくはそしゃく機能障害、肢体不自由、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう若しくは直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害又は肝臓機能障害の医療に関係のある診療科名を標榜している病院又は診療所において診療に従事し、かつ、その診断に関する相当の学識経験を有する医師について行うものとする。

- (2) (1)に掲げる医療に関係のある診療科名は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2に規定される診療科とする。参考として、(1)に掲げる医療に関係のある診療科名及び留意点を例示すると、概ね別紙のとおりである。

ただし、平成20年3月31日以前から標榜していた呼吸器科、消化器科、胃腸科、循環器科、気管食道科等については、看板の書き換え等、広告の変更を行わない限り、引き続き標榜することが認められていることに留意されたい。

- (3) 法第15条第2項の規定に従い、都道府県知事が医師の指定に当たって地方社会福祉審議会の意見を聴く際には、以下の事項について十分に審査を行い、指定医師の専門性の確保に努めるものとする。

- ア 医籍登録日
- イ 担当しようとする障害分野
- ウ 当該医師の職歴
- エ 当該医師の主たる研究歴と業績
- オ その他必要と認める事項

## 別紙

- (1) 視覚障害の医療に関係のある診療科名  
眼科、小児眼科、神経内科、脳神経外科  
注) 眼科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による視力喪失者の診療に限る。
- (2) 聴覚障害の医療に関係のある診療科名  
耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、神経内科、脳神経外科  
注) 耳鼻科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による聴力喪失者の診療に限る。
- (3) 平衡機能障害の医療に関係のある診療科名  
耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、神経内科、脳神経外科、リハビリテーション科
- (4) 音声、言語機能障害の医療に関係のある診療科名  
耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、内科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、脳神経外科、形成外科、リハビリテーション科
- (5) そしゃく機能障害の医療に関係のある診療科名  
耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、形成外科、リハビリテーション科
- (6) 肢体不自由の医療に関係のある診療科名  
整形外科、外科、小児外科、内科、神経内科、脳神経外科、形成外科、リウマチ科、小児科、リハビリテーション科
- (7) 心臓機能障害の医療に関係のある診療科名  
内科、循環器内科、心臓内科、外科、心臓血管外科、心臓外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科
- (8) じん臓機能障害の医療に関係のある診療科名  
内科、循環器内科、腎臓内科、人工透析内科、外科、移植外科、小児科、小児外科、泌尿器科、小児泌尿器科
- (9) 呼吸器機能障害の医療に関係のある診療科名  
内科、呼吸器内科、気管食道内科、外科、呼吸器外科、気管食道外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科
- (10) ぼうこう又は直腸機能障害の医療に関係のある診療科名  
泌尿器科、小児泌尿器科、外科、消化器外科、内科、消化器内科、神経内科、小児科、小児外科、産婦人科（婦人科）
- (11) 小腸機能障害の医療に関係のある診療科名  
内科、消化器内科、胃腸内科、外科、消化器外科、腹部外科、小児科、小児外科
- (12) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の医療に関係のある診療科名



内科、血液内科、感染症内科、呼吸器内科、外科、小児科、産婦人科

注) エイズ治療拠点病院での従事経験があることが望ましい。

(13) 肝臓機能障害の医療に関係のある診療科名

内科、消化器内科、肝臓内科、外科、消化器外科、移植外科、腹部外科、肝臓外科、小児科、小児外科

## ○精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について

(平成七年九月一二日)

(健医発第一、一三二号)

(各都道府県知事あて厚生省保健医療局長通知)

精神障害者の保健福祉施策については、かねてより特段の御配慮をいただいているところであるが、今般、精神保健法の一部を改正する法律(平成七年法律第九四号)により、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四五条の規定が設けられ、「精神障害者保健福祉手帳」の制度が新たに創設されたところであり、また、施行令及び施行規則の関連規定も整備されたところである。

このため、別紙のとおり「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領」を定め、平成七年一〇月一日から適用することとしたので、この制度の適正かつ円滑な実施を図るとともに、手帳に基づく生活支援策の推進を図られるよう、特段の配慮をお願いする。

(別紙)

## 精神障害者保健福祉手帳制度実施要領

## 第1 目的

精神障害者保健福祉手帳(以下「手帳」という。)は、一定の精神障害の状態にあることを認定して交付することにより、手帳の交付を受けた者に対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられることを促進し、精神障害者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

これは、これまで身体障害者については身体障害者手帳が、知的障害者については療育手帳があり、様々な福祉的な配慮が行われていることにかんがみ、障害者基本法が成立して精神障害者が障害者として明確に位置付けられたことを契機に、精神保健法を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)」に改め、同法第45条により、手帳制度を創設することとしたものである。

## 第2 手帳の交付手続き

## 1 交付申請

- (1) 精神障害者(知的障害者を除く。以下同じ。)は、その居住地(居住地を有しないときは、その現所在地とする。以下同じ。)の都道府県知事に、精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができる。(法45①)
- (2) 手帳の申請は、別紙様式1による申請書に、次の①又は②と③の書類等を添えて、申請者の居住地を管轄する市町村長を経て、都道府県知事(指定都市市長も含む。以下同じ。)に提出することにより行う。(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(以下「令」という。)5の3)
  - ① 精神保健指定医その他精神障害の診断又は治療に従事する医師の診断書(精神障害に係る初診日から6か月を経過した日以後における診断書に限る。)
  - ② 精神障害を支給事由とする次の年金給付を現に受けていることを証する書類の写し
    - ア 国民年金法による障害基礎年金及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年改正法」という。)による改正前の国民年金法による障害年金
    - イ 厚生年金保険法による障害厚生年金及び昭和60年改正法による改正前の厚生年金保険法による障害年金
    - ウ 昭和60年改正法による改正前の船員保険法による障害年金
    - エ 国家公務員等共済組合法による障害共済年金及び昭和60年改正法による改正前の国家公務員等共済組合法による障害年金
    - オ 地方公務員等共済組合法による障害共済年金及び昭和60年改正法による改正前の地方公務員等共済組合法による障害年金
    - カ 私立学校教職員共済組合法による障害共済年金及び昭和60年改正法による改正前の私立学校教職員共済組合法による障害年金
    - キ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号。以下「平成13年統合法」という。)附則第16条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第2条第1項第1号に規定する廃止前農林共済法による障害共済年金及び平成13年統合法附則第16条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第2条第1項第5号に規定する旧制度農林共済法による障害年金並びに平成13年統合法附則第25条第4項第11号に規定する特別障害農林年金
    - ク 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金
  - ③ 精神障害者の写真
    - ア 写真(縦4cm×横3cm)は脱帽して上半身を写したものであること。
    - イ 手帳の申請のときから1年以内に撮影したものであること。
- (3) (2)①の医師の診断書は、別紙様式2による。  
この診断書は、精神障害の診断又は治療に従事する医師によるものであり、これは、精神保健指定医を中心とし、精神科医を原則とするが、てんかんの患者について内科医などが主治医となっている場合のように、他科の医師であっても、精神障害の診断又は治療に従事する医師は含まれる。
- (4) (2)②の「精神障害を支給事由とする年金給付を現に受けていることを証する書類の写し」は、次のアの書類の写し又はイの書類の写しとする。
  - ア 年金証書(年金裁定通知書と一体となっている証書についてはその部分を含む。)及び直近の年金振込通知書又は年金支払通知書
  - イ 特別障害給付金受給資格者証(特別障害者給付金支給決定通知書)及び直近の国庫金振込通知書(国庫金送金通知書)
- (5) 手帳の交付は、申請主義によるものとし、精神障害者本人が申請するものとするが、家族、医療機関職員等が手帳の申請手続の代行をすることはさしつかえない。

## 2 障害等級

- (1) 手帳には、障害等級を記載するものとする。障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級とし、各級の障害の状態は、それぞれ次に定めるとおりである。(令6)
  - 1級 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
  - 2級 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
  - 3級 日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの
- (2) 障害等級の判定に当たっては、精神疾患(機能障害)の状態とそれに伴う生活能力障害の状態の両面から総合的に判定を行うものとし、その基準については、別に通知するところによる。

## 3 審査及び判定

- (1) 都道府県知事は、1の申請に基づいて審査し、申請者が2(1)の障害等級で定める精神障害の状態にあると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならない。(法45②)
- (2) 都道府県知事は、1(2)①の医師の診断書が添付された申請について手帳の交付の可否及び障害等級の判定を、当該都道府県(指定都市を含む。)に置かれている精神保健福祉センターに行わせるものとする。(法6②4)  
なお、審議会における審議に従事する委員の数及び審議方法については、都道府県の判断によるものとするが、例えば、同審議会に部会を設けるなどの方法によることも可能であり、通院公費負担医療の判定と同じ部会を併せて行うなどの方法によることも差し支えない。また、判定を行う委員は、原則として、精神保健指定医とすることが望ましい。
- (3) 1(2)②の年金証書等の写しが添付された申請については、精神保健福祉センターによる判定を要することなく、手帳の交付を行うものとする。  
この場合、年金1級であれば手帳1級、年金2級であれば手帳2級、年金3級であれば手帳3級であるものとする。  
交付の可否の決定に当たっては、必要に応じ、申請者から同意書の提出を求め、年金事務所又は共済組合に精神障害の状態について該当する等級を照会する。  
なお、年金証書を有する者であっても、医師の診断書により申請を行い、精神保健福祉センターの判定により手帳の交付を受けることができるものとする。
- (4) 都道府県知事は、市町村長が申請書を受領したときは、交付の可否の決定を、概ね1か月以内に行うことが望ましい。
- (5) 都道府県知事は、手帳を交付しない旨の決定をしたときは、速やかにその旨を申請者に通知しなければならない。(法45③)

通知の様式は、別紙様式3とし、居住地の市町村長を経由して通知する。

#### 4 手帳の様式及び記載事項

- (1) 手帳は、表紙に「障害者手帳」と標記し、その記載事項は、氏名、住所、生年月日、障害等級、手帳の交付番号、交付年月日及び有効期限とし、様式は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(以下「規則」という。)別記様式第3号によるものとする。(規則25)
- (2) 手帳に記載する手帳の交付日は、市町村長が申請書を受領した日とし、手帳に記載する手帳の有効期限は、交付日から2年が経過する日の属する月の末日とする。
- (3) 各都道府県において、精神保健福祉センター、保健所をはじめ各種の施設の所在地・電話番号や、手帳に関連して享受できる利益等について記載した資料を手帳に付加して交付することが望ましい。
- (4) 手帳番号は、各都道府県ごとの一連の番号とすること。

#### 5 手帳の交付

- (1) 手帳の交付は、その申請を受領した市町村長を経て申請者に対して交付する。(令6の2)  
なお、家族、医療機関職員等が受領の代行をすることはさしつかえない。
- (2) 手帳の申請を受領する際に、申請書控えや、交付が可能となる予定日を記入した申請受理書を交付しておき、手帳の交付に当たっては、それと引換えに交付するなどの方法により、受領者の身分確認に配慮する。

#### 6 手帳の交付台帳

- (1) 都道府県知事は、精神障害者保健福祉手帳交付台帳(以下「手帳交付台帳」という。)を備え、次の事項を記載するものとする。(令7①、規則26)
  - ア 精神障害者の氏名、住所及び生年月日
  - イ 障害等級
  - ウ 手帳の交付番号、交付年月日及び有効期限
  - エ 手帳の再交付をしたときはその年月日及び理由
  - オ その他必要な事項
- (2) 台帳の標準的な様式は、別紙様式7とする。

### 第3 手帳の更新、変更等

#### 1 手帳の更新

- (1) 手帳の有効期限は2年間であって、有効期間の延長を希望する者は、手帳の更新の手続を行うことが必要である。すなわち、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、2年ごとに、障害等級に定める精神障害の状態にあることについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。(法45②)
- (2) 更新の手続きについては、「第2 1 手帳の交付申請」に準ずる。(法45⑥、規則28①)  
すなわち、手帳の更新の申請は、別紙様式1による申請書の所定欄に更新である旨を記載し、第2の1(2)の①又は②の書類、必要に応じ③(障害等級の変更の申請をする場合及び有効期限の更新欄がなくなった場合)を添えて、申請者の居住地を管轄する市町村長を経て、都道府県知事に提出することにより行う。  
この場合に、医師の診断書を添えた申請については、精神保健福祉センターで判定を行い、年金証書等の写しを添えた申請については、精神保健福祉センターにおける判定が不要である。
- (3) (1)の認定を受けるに当たっては、手帳の有効期限の日の3か月前から申請を行うことができる。(規則28②)  
なお、有効期限の経過後であっても、更新の申請を行うことができる。
- (4) 都道府県知事は、更新の申請を行った者が、障害等級に定める精神障害の状態にあると認めるときは、市町村長を経由して、次のいずれかにより、手帳の更新を行う。(令8②、③)
  - ① その者の精神障害者保健福祉手帳に記載した有効期限を訂正の上、その者に返還する。
  - ② 障害等級が変更した場合及び有効期限の更新欄がなくなった場合には、その者の精神障害者保健福祉手帳と引換えに新たに精神障害者保健福祉手帳を交付する。この場合において、手帳番号及び手帳交付日は、旧手帳と同一とする。
- (5) なお、申請の際においては、あらかじめ手帳を添付させる必要は無く、更新を認める決定をした後に、市町村において(4)①又は②の取り扱いはする際に手帳を提出させることで足りるものであり、申請者が手元に手帳を有しない期間が長く生じないように配慮する。
- (6) 都道府県知事は、障害等級に該当しない(手帳を更新しない)旨の決定をしたときは、速やかにその旨を申請者に通知しなければならない。(法45⑥)
- (7) 更新後の有効期限は、更新前の有効期限の2年後の日とする。

#### 2 都道府県の区域を越える住所変更の届出

- (1) 手帳の交付を受けた者は、他の都道府県の区域に居住地を移したときは、30日以内に、新居住地を管轄する市町村長を経て、新居住地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。(令7④)  
届出に当たっては、別紙様式4による届出を行うとともに、別紙様式1による手帳の交付申請(都道府県間の居住地変更による手帳交付の申請)を行う。
- (2) 都道府県知事は、(1)の届出を受領したときは、手帳交付台帳に必要な事項を記載した上、その届出書を受領した市町村長を経由して、旧手帳と引換えに、新たな手帳を当該者に交付するものとする。(令7⑤)

この場合、手帳の障害等級及び有効期限は、旧手帳と同一のものとし、精神障害者の写真、手帳番号及び手帳の交付日は、新たなものとする。

- (3) 都道府県知事は、(1)の届出を受理したときは、旧居住地の都道府県知事にその旨を通知しなければならない。
- 3 氏名の変更及び都道府県の区域内の住所変更の届出
- (1) 手帳の交付を受けた者は、氏名を変更したとき、又は同一都道府県の区域内において居住地を変更したときは、30日以内に、その居住地を管轄する市町村長を経て、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。(令7②)  
届出の様式は、別紙様式4とする。
- (2) 市町村長は、(1)の届出を受理したときは、手帳に変更内容を記載した上で、当該者に返還し、かつ、届出書にその旨を付記して、都道府県知事に送付する。(令7③)  
また、都道府県知事は、台帳に必要な事項を記載する。
- 4 障害等級の変更申請
- (1) 手帳の交付を受けた者は、手帳の有効期限の期間内においても、その精神障害の状態が重くなった(又は軽くなった)ことにより、手帳に記載された障害等級以外の障害等級に該当するに至ったと考えるときは、障害等級の変更の申請を行い、判定を求めることができる。(令9①)
- (2) 障害等級の変更申請の手続きについては、「第3 1 手帳の更新」に準ずる。(規則29)  
すなわち、障害等級の変更申請は、別紙様式1による申請書の所定欄に障害等級の変更の申請である旨を記載し、第2の1(2)の①又は②と③の書類を添えて、申請者の居住地を管轄する市町村長を経て、都道府県知事に提出することにより行う。  
この場合に、医師の診断書を添えた申請については、精神保健福祉センターで判定を行い、年金証書等の写しを添えた申請については、精神保健福祉センターにおける判定が不要である。
- (3) 都道府県知事は、障害等級の変更を認めるときは、手帳交付台帳に必要な事項を記載するとともに、さきに交付した精神障害者保健福祉手帳と引換えに新たに手帳を交付する。(令9②)  
この場合において、手帳番号及び手帳交付日は、旧手帳と同一とし、写真は提出されたものを貼付する。手帳の有効期限は、変更決定を行った日から2年が経過する日の属する月の末日とする。
- 5 手帳の再交付
- (1) 都道府県知事は、手帳を破り、汚し、又は失った(紛失した)者から手帳の再交付の申請があったときは、手帳を交付しなければならない。(令10①)  
申請の様式は別紙様式4とする。
- (2) 再交付の申請は、その居住地を管轄する市町村長を経て、居住地の都道府県知事に申請しなければならない。(令10③)
- (3) 手帳を破り、又は汚した者から再交付の申請があったときは、都道府県知事は、その居住地を管轄する市町村長を経て、手帳と引換えに新たな手帳を交付するものとする。
- (4) 手帳の再交付を受けた者が、失った手帳を発見したときは、速やかに、これを、その居住地を管轄する市町村長を経て、都道府県知事に返還しなければならない。(令10②)
- (5) 有効期限が残存している旧様式(写真貼付無し)の手帳(平成18年9月30日以前に市町村が受理したもの)から新様式(写真貼付有り)の手帳へ変更を希望する者は、別紙様式4に写真を添えて、居住地を管轄する市町村長を経て、居住地の都道府県知事に申請を行う。この場合において、手帳番号、手帳交付日、有効期限は旧手帳と同一とする。
- 6 手帳の返還等
- (1) 手帳の交付を受けた者は、政令で定める精神障害の状態がなくなったときは、速やかに都道府県に返還しなければならない。(法45の2①)  
手帳の返還は、当該精神障害者保健福祉手帳に記載された居住地を管轄する市町村長を経て行わなければならない。(令10の2②)
- (2) 都道府県知事は、手帳の交付を受けた者について、政令で定める精神障害の状態がなくなったと認めるときは、その者に対し手帳の返還を命ずることができる。(法45の2③)
- (3) 都道府県知事が手帳の返還を命じようとするときは、あらかじめ精神保健指定医による診察を行わなければならない。(法45の2④)  
なお、この場合における取り扱いは以下によること。  
ア 都道府県知事が、精神科病院への立ち入りを行い、指定医の診察の結果、入院中の者が政令で定める精神障害の状態でないことが判明し、手帳を所持していた場合には、6の(4)の手続きにより手帳の返還を命ずること。  
イ 精神障害の状態でないことが著しく疑われる者、又は偽りその他不正の行為によって手帳を取得したことが著しく疑われる者については、あらかじめ別紙様式5により診察を行う日時等を本人に通知したうえで、指定医による診察を実施すること。なお、診断書の様式は別紙様式2とする。  
ウ イにより診察を行う旨を通知したにもかかわらず、これに応じない場合には、期限を定めて再度診察を受けるように督促すること。
- (4) 都道府県知事は、指定医の診察の結果、その者が政令で定める精神障害の状態でないとは診断された場合には、あらかじめ精神保健福祉センターの意見を聴き、理由を付して手帳の返還を命ずる旨を通知しなければならない。(法45の2⑤)  
なお、通知の様式は別紙様式6とする。
- 7 その他
- (1) 手帳の交付を受けた者が死亡したときは、戸籍法第87条の規定による届出義務者は、速やかにその手帳を、手帳に記載された居住地の市町村長を経て、都道府県知事に返還しなければならない。(令10の2①)
- (2) 都道府県知事は、次の場合には、手帳交付台帳からその手帳に関する記載事項を削除するものとする。(令7⑥)
- ① 障害等級に該当する精神障害の状態がなくなったために、手帳を都道府県に返還したとき。
  - ② 手帳の交付を受けた者が死亡したために、手帳を都道府県に返還したとき。
  - ③ 手帳の返還が無いが、手帳の交付を受けた者の死亡が判明したとき。
  - ④ 他の都道府県から、都道府県の区域を越える住所地の変更の通知を受けたとき。
  - ⑤ 法第45条の2第3項の規定により、都道府県知事が手帳の返還を命じたとき。
- (3) 手帳の交付を受けた者は、手帳を譲渡し、又は貸与してはならない。(法45の2②)

#### 第4 手帳に基づく各種の援助施策の拡充について

##### 1 税制との関係

地方税法施行令、所得税法施行令及び法人税法施行令について、障害者控除等の税制措置の対象となる精神障害者の範囲は、手帳の交付を受けている者(特別障害者については手帳に障害等級が1級である者として記載されている者)とする。

なお、税制との関係については、別に通知する。

##### 2 生活保護との関係

- (1) 生活保護法の障害者加算の認定に係る障害の程度の判定については、従来の障害年金証書の写し又は医師の診断書による判定に加えて、手帳の交付又は更新の年月日が当該障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けて1年6月を経過している者については、精神障害者保健福祉手帳(1級又は2級)による判定もできることとなる。
- (2) なお、生活保護法の障害者加算の認定に当たっての精神障害者保健福祉手帳の利用については、別に通達される予定である。

3 各種の援助施策の拡充について

このほか、身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けた者については、公共交通機関の運賃割引、公共施設の利用料割引、公営住宅に係る優遇等の各種の支援策が行われているところである。

手帳制度は、身体障害者手帳や療育手帳と同様、関係各方面の協力により各種の支援策を促進し、もって精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的とするものであるので、各地方自治体においても、その趣旨を踏まえ、関係各方面の協力を得て、手帳に基づく各種の援助施策の拡充に努めるよう、特段のご尽力を図られたい。

(別紙様式1)

	※市町村名
	※受理年月日 年 月 日

障害者手帳申請書

〇〇〇知事 殿

平成 年 月 日

私は、次の事項(○印)について申請します。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づく精神障害者保健福祉手帳の

[ 新規交付 ・ 更新 ・ 障害等級変更 ・ 都道府県間の住所変更による手帳交付 ]

(申請項目を○で囲んでください)

申請者 (精神障害者本人)	フリガナ 氏名		印	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
	住所				
家族の連絡先 (申請者が18歳未満の場合記入)	フリガナ 氏名	本人との続柄 (○印)	父母 兄弟姉妹 祖父母 その他 ( )		
	住所				電話 ( )
添付書類 (○印)	医師の診断書(手帳用) 年金証書等の写し( 級)・同意書 特別障害給付金受給資格者証等の写し( 級)・同意書 写真(縦4cm×横3cm)				
既存の手帳	※有効期限	平成 年 月 末 日	※手帳番号		
申請書を提出した者	氏名		印	本人との関係	住所 電話 ( )

(注) 1 手帳の新規交付、更新又は障害等級変更の申請を行うためには、添付書類として、「医師の診断書」又は「障害年金の年金証書、年金裁定通知書及び直近の振込(支払)通知書の写し」又は「特別障害給付金受給資格者証」(特別障害者給付金支給決定通知書)及び国庫金振込通知書(国庫金送金通知書)の写しが必要です。

2 年金証書等の写し又は特別障害給付金受給者資格者証等の写しによる申請の場合は、障害等級の判定のために年金事務所又は各共済組合等に対し、年金の障害等級を照会することがあります。

3 写真(縦4cm×横3cm)は、脱帽して上半身を写したもので、1年以内に撮影したものであること。

4 ※の欄は記入しないでください。

(別紙様式2)

診断書(精神障害者保健福祉手帳用)

氏名		明治・大正・昭和・平成 年 月 日生( 歳)
住所		
① 病名  ICDコードは、右の病名と対応するF00～F99、G40のいずれかを記載)	(1) 主たる精神障害 _____ ICDコード( ) (2) 従たる精神障害 _____ ICDコード( ) (3) 身体合併症 _____ 身体障害者手帳(有・無、種別 級)	
② 初診年月日	主たる精神障害の初診年月日 昭和・平成 年 月 日 診断書作成医療機関の初診年月日 昭和・平成 年 月 日	
③ 発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容(推定発病年月、発病状況、初発症状、治療の経過、治療内容などを記載する)	(推定発病時期 年 月頃) * 器質性精神障害(認知症を除く)の場合、発症の原因となった疾患名とその発症日 (疾患名 年 月 日)	
④ 現在の病状、状態像等(該当する項目を○で囲む)		
(1) 抑うつ状態 1 思考・運動抑制 2 易刺激性、興奮 3 憂うつ気分 4 その他( )		
(2) 躁状態 1 行為心迫 2 多弁 3 感情高揚・易刺激性 4 その他( )		
(3) 幻覚妄想状態 1 幻覚 2 妄想 3 その他( )		
(4) 精神運動興奮及び昏迷の状態 1 興奮 2 昏迷 3 拒絶 4 その他( )		
(5) 統合失調症等残遺状態 1 自閉 2 感情平板化 3 意欲の減退 4 その他( )		
(6) 情動及び行動の障害 1 爆発性 2 暴力・衝動行為 3 多動 4 食行動の異常 5 チック・汚言 6 その他( )		
(7) 不安及び不穏 1 強度の不安・恐怖感 2 強迫体験 3 心的外傷に関連する症状 4 解離・転換症状 5 その他( )		
(8) てんかん発作等(けいれんおよび意識障害) 1 てんかん発作 発作型( ) 頻度( ) 最終発作( 年 月 日)		

2 意識障害 3 その他( )

(9) 精神作用物質の乱用及び依存等

1 アルコール 2 覚せい剤 3 有機溶剤 4 その他( )

ア 乱用 イ 依存 ウ 残遺性・遅発性精神病性障害(状態像を該当項目に再掲すること)

エ その他( )

現在の精神作用物質の使用 有・無(不使用の場合、その期間 年 月から)

(10) 知能・記憶・学習・注意の障害

1 知的障害(精神遅滞) ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 療育手帳(有・無、等級等)

2 認知症 3 その他の記憶障害( )

4 学習の困難 ア 読み イ 書き ウ 算数 エ その他( )

5 遂行機能障害 6 注意障害 7 その他( )

(11) 広汎性発達障害関連症状

1 相互的な社会関係の質的障害 2 コミュニケーションのパターンにおける質的障害

3 限定した常同的で反復的な関心と活動 4 その他( )

(12) その他( )

⑤ ④の病状・状態像等の具体的程度、症状、検査所見 等

検査所見：検査名、検査結果、検査時期

⑥ 生活能力の状態 (保護的環境ではない場合を想定して判断する。児童では年齢相応の能力と比較の上で判断する)

1 現在の生活環境

( 入院・入所(施設名 )・在宅(ア 単身・イ 家族等と同居)・その他 )

2 日常生活能力の判定(該当するもの一つを○で囲む)

(1) 適切な食事摂取

自発的にできる ・ 自発的にできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

(2) 身辺の清潔保持、規則正しい生活

自発的にできる ・ 自発的にできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

(3) 金銭管理と買物

適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

(4) 通院と服薬(要・不要)

適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

(5) 他人との意思伝達・対人関係

適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

(6) 身辺の安全保持・危機対応、

適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

(7) 社会的な手続や公共施設の利用

適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

(8) 趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加

適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

3 日常生活能力の程度

(該当する番号を選んで、どれか一つを○で囲む)

(1) 精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる。

(2) 精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。

(3) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。

(4) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。

(5) 精神障害を認め、身の回りのことはほとんどできない。

⑦ ⑥の具体的程度、状態等

⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)に規定する自立訓練(生活訓練)、共同生活援助(グループホーム)、居宅介護(ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等)

⑨ 備考

上記のとおり、診断します。 平成 年 月 日

医療機関の名称

医療機関所在地

電話番号

診療担当科名

医師氏名(自署又は記名捺印)

(別紙様式3)

番 号  
年 月 日

通知書

(申請者) 殿

都道府県知事名 印

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請は、次により承認されませんでしたので通知します。



1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条の規定による精神障害者保健福祉手帳の障害等級に定める精神障害の状態に該当しないこと

2 その他の理由

(別紙様式4)

	※市町村名
	※受理年月日 年 月 日

障害者手帳記載事項変更届・再発行申請書

〇〇〇知事 殿

平成 年 月 日

私は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づく精神障害者保健福祉手帳について、次の事項(○印)の届出・申請をします。

1 〔①都道府県内における住所変更、②都道府県を越える住所変更、③氏名の変更〕の届出

(変更内容)

旧	
新	

2 〔①汚れ、②破り、③紛失〕したため再交付の申請

3 写真貼付無しから写真貼付有りへ変更するための再交付申請

申請者 氏名 印  
住所  
現行の手帳番号

(注) 都道府県の区域を越える住所変更をしたときは、本届書のほかに、手帳交付の申請書を提出して下さい。

(別紙様式5)

番 号  
年 月 日

診察通知書

殿

都道府県知事名 印

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の2第4項の規定に基づく精神保健指定医による診察を、下記のとおり実施することとなりましたので通知します。

なお、診察を受けられない理由がある場合は、あらかじめ下記の連絡先へ申し出て下さい。また、当日は本書を持参し提示して下さい。

記

1 診察を行う理由

2 診察予定日時

3 場所

(備考) 案内図等を表記

4 連絡先

(別紙様式6)

番 号  
年 月 日

障害者手帳返還通知書

殿

都道府県知事名 印

平成 年 月 日に実施された、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の2第4項の規定に基づく診察の結果、施行令第6条の規定による精神障害者保健福祉手帳の障害等級に定める精神障害の状態に該当しなかったので、同法第45条の2第3項の規定により速やかに〇〇〇保健所長に返還することを命ずる。

(別紙様式7)

精神障害者保健福祉手帳交付台帳

手帳番号	氏名	生年月日	等級	交付日	有効期限 (更新)	現住所	備考

横浜市こころの健康相談センター自立支援医療（精神通院医療）  
及び精神障害者保健福祉手帳判定会議運営要領

制定 平成 25 年 4 月 15 日健障企第 726 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要領は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、「法」という。）第 6 条第 2 項の規定に基づき、横浜市が行う自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定（以下、「精神通院医療」という。）及び精神障害者保健福祉手帳交付（以下、「手帳交付」という。）の判定事務のために設置する横浜市こころの健康相談センター自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳判定会議（以下、「判定会」という。）について、横浜市精神保健福祉審議会条例（以下、「条例」という。）及び横浜市精神保健福祉審議会運営要領（以下、「要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（判定会の設置）

第 2 条 法第 6 条第 2 項の規定に基づく判定を適正に行うため、判定会は横浜市精神保健福祉審議会の分科会として横浜市こころの健康相談センターに設置する。

（判定対象）

第 3 条 判定会は、次の判定を行う。

- (1) 精神通院医療の申請（更新の申請を含む。）のうち、自立支援医療診断書（精神通院医療用）が添付された申請に係る精神通院医療の適否の判定
- (2) 精神通院医療の申請（更新の申請を含む。）のうち、診断書（精神障害者保健福祉手帳用）の写し（すでに精神障害者保健福祉手帳を取得している者が、その手帳を取得した際に提出した診断書の写しに限る。）が添付された申請に係る精神通院医療の適否の判定
- (3) 手帳交付の申請（更新、再承認及び障害等級の変更を含む。）のうち、診断書（精神障害者保健福祉手帳用）が添付された申請に係る手帳交付の可否及び障害等級の判定
- (4) 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）を添付して精神通院医療と手帳交付を併せて行う申請における、手帳交付の可否及び障害等級の判定並びに精神通院医療の適否の判定

（判定基準）

第 4 条 精神通院医療及び手帳交付の判定は、自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定判定指針（平成18年 3 月 3 日障発第0303002号）及び精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準（平成 7 年 9 月 12 日健医発第1133号）に基づき行う。

（判定会）

第 5 条 判定会は、要領第 7 条第 3 項に基づく委員及び要領第 7 条第 4 項に基づく外部委員（以下、「判定委員」という。）並びに横浜市こころの健康相談センター長（以下、「セ

ンター長」)により構成する。

- 2 判定会の委員数は、センター長が定める。
- 3 判定会は、判定委員の出席をもって開催するものとする。ただし、分科会長が認める場合はこの限りでない。
- 4 判定委員は、判定会に出席することにより知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 判定会の議事は、判定委員の判定を受けたうえで、センター長が決する。

(判定委員の委嘱)

第6条 判定委員は、市長が委嘱するものとする。ただし、要領第7条第4項に基づく外部委員は法第18条に基づく精神保健指定医の資格を有する者から委嘱するものとする。

- 2 判定委員の任期は、1年とする。なお、再任は妨げないものとする。
- 3 判定委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の非公開)

第7条 判定会は横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条第2項の規定に基づき非公開とする。

(庶務)

第8条 判定会の運営に必要な事務は、横浜市こころの健康相談センターにおいて処理する。

- 2 センター長は、判定会の開催日程を決定し、あらかじめ判定委員に通知するものとする。
- 3 センター長は、第3条に基づく診断書の記載について、事前に不備等の点検を行い、判定会における正確、適正な判定が可能となるよう努めるものとする。

## 附 則

- 1 この要領は平成25年4月15日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 横浜市こころの健康相談センター自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳判定事務取扱要領（平成15年4月1日衛精第1054号）は廃止する。

横浜市こころの健康相談センター自立支援医療（精神通院医療）  
支給認定及び精神障害者保健福祉手帳判定業務取扱要領

制定 平成 28 年 11 月 1 日 健こ第 670 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、横浜市が行う自立支援医療費（精神通院医療）（以下、「精神通院医療」という。）の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳交付（以下、「手帳交付」という。）の判定業務（以下「判定業務」という。）を、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 6 条第 2 項の規定に基づいてこころの健康相談センターが行うにあたり、適正に判断するために必要な事項を定めるものとする。

（判定業務）

第 2 条 判定業務のうち、こころの健康相談センター長（以下「センター長」）が判断するものは、次のとおりとする。

- (1) 精神通院医療の申請（更新の申請を含む。）のうち、自立支援医療診断書（精神通院医療用）が添付された申請に係る精神通院医療の適否の認定に関すること
- (2) 精神通院医療の申請（更新の申請を含む。）のうち、診断書（精神障害者保健福祉手帳用）の写し（すでに精神障害者保健福祉手帳を取得している者が、その手帳を取得した際に提出した診断書の写しに限る。）が添付された申請に係る精神通院医療の適否の認定に関すること
- (3) 手帳交付の申請（更新、再承認及び障害等級の変更を含む。）のうち、診断書（精神障害者保健福祉手帳用）が添付された申請に係る手帳交付の可否及び障害等級の判定に関すること
- (4) 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）を添付して精神通院医療と手帳交付を併せて行う申請における、手帳交付の可否及び障害等級の判定並びに精神通院医療の適否の判定に関すること

（意見聴取）

第 3 条 センター長は、前条の事項について判断をするにあたり、その真正を担保するために外部の精神保健指定医資格を有する医師から必要な人数を嘱託医師として委嘱し、意見を聴取することができる。

- 2 センター長は、意見聴取を行うにあたり、手帳交付等の進行を勘案して意見聴取日を決定し、あらかじめ嘱託医師に通知するものとする。
- 3 センター長は、診断書の記載について、事前に不備等の点検を行い、適正な意見聴取が可能となるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この要領は平成28年11月1日から施行する。
- 2 横浜市こころの健康相談センター自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳判定会議運営要領（平成25年4月15日健障企第726号）は廃止する。